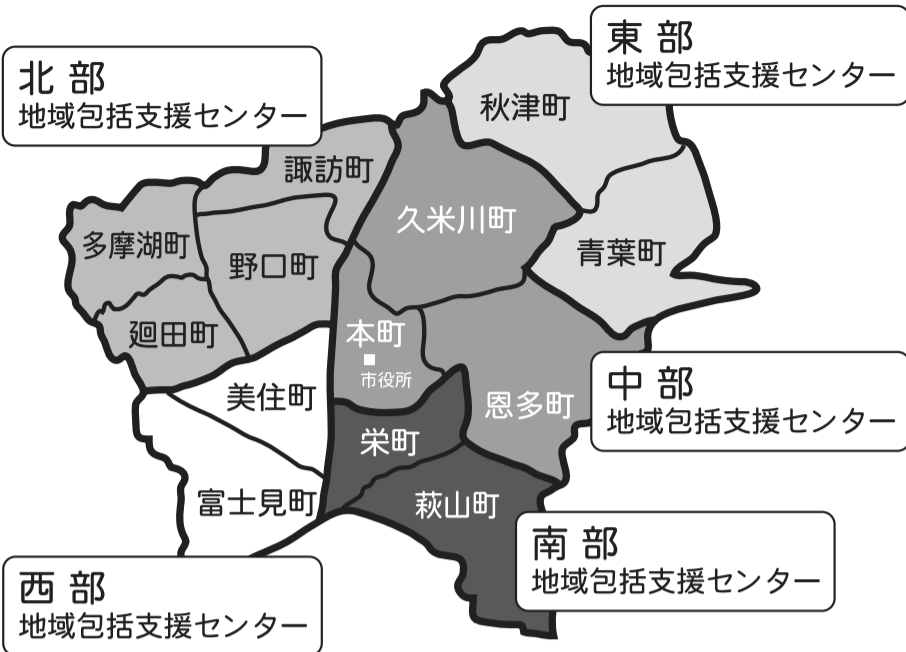


# あなたの地域の 地域包括支援センター

ご利用ください



各地域包括支援センターの日常生活圏域

市では、市内を5つの日常生活圏域に分け、圏域ごとに地域包括支援センターを設置しています。(下表・左図参照)

同支援センターは、保健、介護、福祉の3分野の専門職が連携し、高齢者のかたが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、必要な援助を中立・公正な立場で行います。介護等についても、お気軽にお住まいの地域の支援センターにご相談ください。

主な業務内容 介護等についての総合相談・支援事業、権利擁護、虐待防止及び早期発見、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント事業など  
問い合わせ 健康福祉部高齢介護課

地域包括支援センター 所在地・連絡先

名称	住所	電話番号	日常生活圏域
① 中部地域包括支援センター	野口町1-25-15 (社会福祉協議会内)	394-6662	本町・久米川町・恩多町
② 東部地域包括支援センター	秋津町1-32-18 (特別養護老人ホームはるびの郷内)	392-6388	秋津町・青葉町
③ 西部地域包括支援センター	富士見町2-1-2 (万寿園内)	397-1091	富士見町・美住町
④ 南部地域包括支援センター	萩山町3-31-3 (緑風荘病院となり)	390-2211	萩山町・栄町
⑤ 北部地域包括支援センター	諏訪町2-26-1 (東京ばんなん白光園内)	397-5123	廻田町・多摩湖町・諏訪町・野口町

## お近くの地域サービス窓口をご利用ください

問い合わせ 市民部市民課

**東村山駅西口・ワンスタワー2階**

開設曜日・時間  
月～金 午前8時30分～午後7時30分

**ふるさと歴史館**

開設曜日・時間  
水 午前9時30分～正午、午後1時～4時

**秋津文化センター**

開設曜日・時間  
火～金 午前9時～正午、午後1時～4時

**多摩湖ふれあいセンター**

開設曜日・時間  
木 午後2時～4時  
金 午前9時30分～正午、午後1時～4時



**恩多ふれあいセンター**

開設曜日・時間  
木 午前9時30分～11時30分

**廻田文化センター**

開設曜日・時間  
火～金 午前9時～正午、午後1時～4時

**富士見文化センター**

開設曜日・時間  
火～金 午前9時～正午、午後1時～4時

**萩山文化センター**

開設曜日・時間  
火～金 午前9時～正午、午後1時～4時

**JA東京みらい 恩多支店内**

開設曜日・時間  
月・火 午前9時30分～正午、午後1時～4時

市内の各地の地域サービス窓口で、各種手続きがご利用いただけます。各窓口の開設日時及び取り扱い業務については左図・下表をご確認ください。

### 地域サービス窓口で取り扱える事務

- 住民票の写し、戸籍全部・個人事項証明(謄本、抄本)などの交付
- 戸籍事務の届出(死亡届、死産届を除く)
- 転入届、転出届、転居届などの届出  
※ワンスタワー内地域サービス窓口では届出ができません。
- 印鑑登録申請、印鑑登録証明書の交付
- 市税等、介護保険料、後期高齢者医療保険、保育料などの納付  
※ワンスタワー内地域サービス窓口では、納期限を過ぎたものは午後5時までの取り扱いです。
- 課税(非課税)証明書、資産関係証明書の交付  
※ワンスタワー内地域サービス窓口での資産関係証明書の交付は午後5時までの取り扱いです。
- 納税証明書の交付  
※ワンスタワー内地域サービス窓口では午後5時までの取り扱いです。
- 後期高齢者医療費関係書類
- 国民年金、国民健康保険の資格取得・喪失届、住所氏名変更届など
- 母子健康手帳の交付(妊娠届)
- 犬の鑑札(登録)、狂犬病予防注射済票の交付
- 交通災害共済の加入の申込み

**市長への手紙**

皆さんからいただいた「市長への手紙・ファクス」は、受け付け後14日、「市長へのEメール」は、受け付け後10日を目途に回答しています。

経営政策部広報課

申請できるかた 東村山市に住民登録のあるかた  
手数料 顔写真付き・なしの住基カードとも500円  
申請方法 市民課窓口にある「住民基本台帳カード交付申請書」に必要事項を記入し署名・捺印の上、提出してください。

※地域サービス窓口では行っていません。

申請時間 午前9時～午後4時30分(閉庁日及び正午～午後1時を除く)

申請場所 市民課窓口(本庁舎1階)

※偽造運転免許証を使用するなりすましを防止し、本人確認を厳格にするため、ICカード運転免許証を本人確認書類とする場合は、免許更新時に設定した2つの暗証番号(各4桁)の入力が必要となります。

問い合わせ 市民部市民課

**住基カードの有効期限**  
交付の日から10年です。

**住基カードの交付を受けるには**  
受付時間 午前9時～午後4時30分(閉庁日及び正午～午後1時を除く)

すると、税金に関する申請・届出・申告(e-tax)などを行う際の証明として、使用することができます。

**住民基本台帳カード(住基カード)をご存知ですか?**

住民基本台帳カード(住基カード)は、市区町村が交付する安全性に優れたICカードのことです。種類は「写真付き住基カード」と「写真なし住基カード」の2つがあります。特に「写真付き住基カード」は運転免許などと同様に、金融機関の口座開設や携帯電話の新規購入などの公的な身分証明書としてご利用いただけます。

また、公的個人認証サービスにおける電子証明の登録をすると、税金に関する申請・届出・申告(e-tax)などを行う際の証明として、使用することができます。

受付状況 (5月分・件)

内容	郵送	FAX	Eメール
事業への提言	2	0	4
施設への提言	1	0	0
道路・川・公園	1	0	6
環境	0	0	2
職員の対応	0	0	1
その他	3	0	8
合計	7	0	21

**見本 顔写真付き住基カード**

顔写真付き住基カード

**申請の際の注意**

交付申請者が本人であること、及び当該申請本人の意思に基づくものであることを確認するため、原則、郵便等により当該申請者に対して照会書を送付します。後日、必要事項を記入した照会書と本人確認できる書類(運転免許証、旅券、保険証等)を2点ご持参ください。また、住基カード交付の際には受領印が必要になりますので、印鑑を必ずお持ちください。

★偽造運転免許証を使用するなりすましを防止し、本人確認を厳格にするため、ICカード運転免許証を本人確認書類とする場合は、免許更新時に設定した2つの暗証番号(各4桁)の入力が必要となります。

※顔写真付き住基カードをご希望のかたは、無帽、無背景、正面を向いている、縦4.5cm×横3.5cmの6か月以内に撮影した写真が必要となります。